

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成21年4月22日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表部長，体育健康教育室長，総合教育センター所長，京都まなびの街生き方探究館事務局長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項に次の2号を加える。

- (4) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること（異例又は重要なものを除く。）。
- (5) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び削除（以下「個人情報の開示等」という。）の請求に対する決定等（異例又は重要なものを除く。）並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（異例又は重要なものを除く。）。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等，生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。），南区小中一貫校開設準備室長，教育環境整備室長，下京渉成小学校教育企画推進室長，開晴小中学校教育企画推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，総合教育セン

ターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター下京渉成小学校開設準備室長，総合教育センター開晴小中学校開設準備室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館の館長の項中第9号を第11号とし，第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの及び個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

別表体育健康教育室の子ども安全課長等の項中第9号を第11号とし，第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの及び個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

別表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項中第10号を第12号とし，第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの及び個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。

(9) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示等の請求に対する決定等のうち軽易なもの及び個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)